

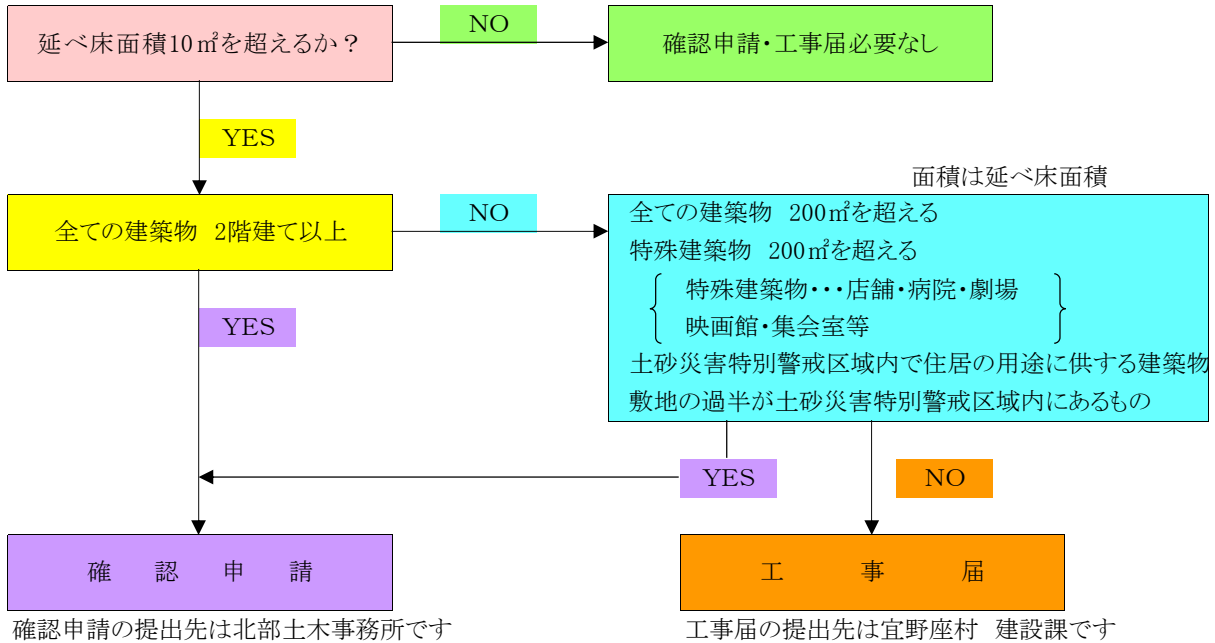
建築工事届のフローチャート

1. 宜野座村の都市計画： **都市計画区域外**
2. 宜野座村の用途地域： 無指定
3. 宜野座村の建ぺい率： **建ぺい率 70% (R6.2月 容積率削除)**
*宜野座村は都市計画区域外であり、建ぺい率の指定はないが、上は便宜上の数字である。

4. 各種手続確認部署：

① 農林水産課	→ 農地法 農業振興地域に関する確認・調査
農林水産課	→ 土地改良法
② 農業委員会	→ 農地法 農地転用の確認・調整
③ 上下水道課	→ 集落排水(下水道) (集落排水か浄化槽設置か確認)
	※集落排水は当該事務所にて承諾書を発行し工事届に添付が必要
上下水道課	→ 水道引込みについての調整
④ 企画課	→ 景観条例、高さ制限、開発行為等の確認・調整
⑤ 社会教育課 (博物館)	→ 埋蔵文化財の確認
⑥ 村民生活課	→ 合併浄化槽の設置、赤土条例等の確認・調整

新築・増築の場合



※確認申請か工事届かの詳細は北部土木事務所建築班(北部合同庁舎)にて確認できます。

確認申請、工事届のいずれの場合でも、事前に上記の担当部署との確認・調整を十分に行ってください。

工事届の提出書類： 県様式『建築工事届』(第1面～第3面)※県のHPからダウンロード可能

注：令和7年1月より様式が変わりました

添付書類： ○位置図・配置図・平面図・立面図(図面の作成は建築士へご相談ください)

○集落排水の場合は当該区事務所からの承諾書(コピー)

※集落排水又は浄化槽の有無と放流先を明記すること

※合併浄化槽の場合、中部福祉保健所 環境保全班に「浄化槽設置届出書」を提出し
受理印をもらう。受理印が押された浄化槽設置届出書(本人控)の表紙(コピー)を添付

○建築主から工事届の提出を委任されている場合は委任状

工事届受理証明書の受取についても委任状への記載が必要

提出部数： 1部